

理事会会議資料

(令和5年度 第2回)

令和5年6月26日(月)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和5年度 第2回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和5年6月26日(火)

午後2時00分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. 議 長 選 出

3. 議 事

議案第1号 会長、副会長、及び常務理事の選定について

議案第1号

会長、副会長、及び常務理事の選定について

<提案理由>

定款第18条第2項に定める会長1名、副会長2名、及び常務理事1名について、定款第21条第2項の規定に基づき理事会の決議により選定するものです。

令和5年6月26日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

令和5年6月26日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和5年度 第2回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 会長及び副会長

No.	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	石田 進	
2	副会長	篠塚 洋一	
3	副会長	千葉 千恵子	
4	常務理事	狭山 利和	

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

●定款、規程

< 定 款 >

（役員の数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 15名以上18名以内

（2）監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（役員選任）

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員を選任に関する規程は、別に定める。

（役員任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第24条 役員報酬については、勤務実態に即して、別に定める規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、別に定める規程により費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、評議員会の決議を経て行う。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。